

## 居宅介護支援事業所 たちばな森の里介護センター 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団 直心会が、開設するたちばな森の里介護センターが行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、可能な限りその居宅において、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努めるものとする。
2. 指定居宅介護支援の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者に公正、中立の立場に立って、特定の居宅サービス事業者にサービスの提供が不当に偏ることがないように行うものとする。
  3. 指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、及びサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。
  4. 指定居宅介護支援のサービス提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
2. 名 称 たちばな森の里介護センター
  3. 所在地 福岡県八女市立花町白木 610-1

### (従業者の職種、員数、及び職務の内容)

- 第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 管理者（常勤兼務＝管理者兼介護支援専門員） | 1名 |
|-----------------------|----|
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

### (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
2. 営業日は、月曜日から金曜日までとする。  
(祝日並びに12月31日から1月3日までを除く)
  3. 営業時間は、午前8時35分から午後5時30分までとする。

### (提供方法)

第6条 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分証を携帯させ、初回訪問時または利用者及びその家

族からその提示を求められたときは、これを行うべき旨を指導する。

2. 事業所は、被保険者の介護認定確認、及び申請代行を行う。又、要介護認定を受けた者から事業所を選択された場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確認する。
3. 正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒まないものとする。

#### (利用料等)

第7条 居宅介護支援を提供した場合の利用料については以下の通りとする。

2. 法定代理受領分については、介護報酬告示上の額とする。
3. 法定代理受領分以外については、介護報酬告示上の額とする。
4. 通常の実施地域以外の居宅を訪問して、居宅介護支援を行う場合にも、それに要した交通費の支払い等の利用者負担は無いものとする。

#### (居宅介護支援の内容)

第8条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。

2. 利用者及び家族からの相談への援助
3. 要介護認定・更新の申請代行
4. 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
5. 施設サービス利用の場合は紹介その他の便宜の提供
6. 居宅サービス計画（ケアプラン）の遂行状況の把握、サービス事業所との調整
7. その他、利用者及び家族への必要な援助
8. 介護予防サービスへの移行時、必要に応じ、居住地域圏の地域包括支援センターへの紹介その他の便宜

#### (緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員等は、職務を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

#### (事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 利用者に対する居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (虐待防止に関する事項)

第11条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情体制の整備
  - (3) その他虐待防止のための必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町

村に通報するものとする。

3. 虐待防止の措置を講じるための責任者は本事業所の管理者とする。

#### (感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第12条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。

- (1) 延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施

#### (業務継続計画の策定)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2. 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努める。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (苦情・ハラスメント処理)

第14条 本事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応する。

2. 本事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
3. 本事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立に関して、利用者に対し必要な援助を行なう。
4. 本事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

#### (通常の実施地域)

第15条 通常の実施地域は、八女市、筑後市、八女郡広川町及び、みやま市瀬高町とする。

#### (その他運営についての留意事項)

第16条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一. 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二. 継続研修 年2回以上 (権利擁護に関する研修、認知症に関する研修含む)
2. 従業者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用計画の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。
5. 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
6. 居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存しておくものとする。
7. ケアマネジメントの公正中立の確保を図るために前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業所によって提供されたものの割合等につき文書の交付及び口頭により説明し、利用者から署名をうけるものとする。
8. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団直心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

平成18年8月1日	改正
平成22年4月1日	改正
平成23年10月1日	改正
平成27年8月5日	改正
平成27年11月1日	改正
平成28年1月8日	改正
平成28年3月1日	改正
平成28年4月1日	改正
平成28年6月16日	改正
平成29年1月10日	改正
平成29年1月23日	改定
平成29年3月1日	改定
平成29年5月1日	改定
平成29年5月15日	改定
平成30年4月1日	改定
令和3年11月1日	改定
令和4年12月16日	改定
令和5年8月1日	改定
令和5年11月1日	改定
令和6年4月1日	改定